

議案第四十四号

中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
右の議案を提出します。

令和七年十月一十一日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則  
中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十一年四月中央区教育委員会規則第1113号）  
の一部を次のよう改正する。

第一号様式中「処分書を受けた日の翌日から起算して3か月」を「処分があつたことを知った日の翌日  
から起算して3か月」に、「処分書を受けた日の翌日から起算して6か月」を「処分があつたことを知つ  
た日から6か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に改め、「ただし、」の次に  
「この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に」を加え、「知った日の翌日から起  
算して」を「知つた日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 本規則は、令和七年十月二十一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 本規則の施行の日前に交付した本規則による改正前の中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第一号様式は、本規則による改正後の中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第一号

様式とみなす。

(説明)

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（令和7年内閣官房令第8号）の施行がされたことに伴い、教育委員会規則の一部を改正する必要があることから、この議案を提出します。

第2号様式(第9条関係)

一時差止処分書

年月日

様

(一時差止処分者)中央区教育委員会

印

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する 条例第29条第1項  
条例第29条第1項(同条例第30条第5項にお  
の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止  
いて準用する場合を含む。) 期末手当及び勤勉手当  
めます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、中央区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区教育委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第2号様式(第9条関係)

一時差止処分書

年月日

様

(一時差止処分者)中央区教育委員会

印

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する 条例第29条第1項  
条例第29条第1項(同条例第30条第5項にお  
の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止  
いて準用する場合を含む。) 期末手当及び勤勉手当  
めます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月  
以内に、中央区長に対して審査請求をすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、中央区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区教育委員会となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

新旧対照表（抄）

○中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十二号）

新	旧
<p>第二号様式（第九条関係）（略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和七年十月三十一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の中 央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第二号様式は、 この規則による改正後の中央区立幼稚園教育職員の期末手当に 関する規則第二号様式とみなす。</p>	<p>第二号様式（第九条関係）（略）</p>